

神戸市ホームページ・CMS の再構築及び保守運用業務に関する意見招請（RFC）実施要領

神戸市市長室広報戦略部

1. 背景と目的

本市では、コンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）を導入し、神戸市公式ホームページ（以下「市 HP」という。）の運用を行っていますが、2025 年 3 月末の契約終了に向けて、新 CMS の導入及び市 HP のリニューアルを検討しています。

本調達の入札公告に先立ち、事業者の皆様へ調達仕様書（案）等についてご意見をいただくことを目的としています。

2. 意見招請に付する事項

本招請では、本市が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料・意見の提供を依頼します。

(1) 提示資料

資料名称	概要
調達仕様書（案）	<ul style="list-style-type: none">● 調達仕様書（案）● 【別紙 1】機能要件表● 【別紙 2】機能要件確認シート● 【別紙 3】神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン● 【別紙 4】安全なウェブサイトの作り方（IPA）● 【別紙 5】ウェブアプリケーションのセキュリティ実装チェックリスト● 【別紙 6】神戸市ホームページデザインガイドライン● 【別紙 7】非機能要求グレード 2018 活用シート● 【別紙 8】ホームページサーバ等確認チェックリスト
落札者決定基準（案）	<ul style="list-style-type: none">● 落札者決定基準（案）● 評価項目一覧表
回答様式	<ul style="list-style-type: none">● 【様式 1】秘密保持誓約書● 【様式 2】類似業務実績一覧表● 【様式 3】意見書

(2) 招請する情報の内容

要件	招請事項
会社情報	<ul style="list-style-type: none">● 本意見招請に参加いただける企業の基本情報、保有資格、実績等 [対応する回答様式] 【様式2】類似業務実績一覧表 ※2023年7月に実施した情報提供招請の際に、会社情報について情報提供を行った場合は、省略していただいて構いません。
提示資料に対する意見	<ul style="list-style-type: none">● 提示資料に関して、応札を阻害する要因や不明点、その他要望など [対応する回答様式] 【様式3】意見書
その他	<ul style="list-style-type: none">● 本件に関する有用な情報・提案● 製品のパンフレット・カタログ、テンプレートサンプル等の提供 [対応する回答様式] 様式の定めなし（書式自由）

3. 実施期間

(1) 実施期間

2023年12月18日（月曜）から2024年1月26日（金曜）

(2) 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。参加表明いただいた方に対して、資料一式を電子メールにて配布します。なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で本市に必ず連絡を行ってください。

- 受付期間 : 2023年12月27日（水曜）17時まで
- 通知方法 : 参加の旨と記入済の【様式1】秘密保持誓約書（PDFファイル）を電子メールで送付
- 送付先 : 神戸市市長室広報戦略部（078-322-5015）
- メールアドレス : home@office.city.kobe.lg.jp
- 表題 : 【神戸市コンテンツ管理システム RFC】参加表明（参加者名）
- その他 : メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を行ってください。

4. 資料の提出方法

以下の提出期限内に電子メールでのご提出をお願いします。

- 提出期限 : 2024年1月26日（金曜）17時
- 提出先 : 神戸市市長室広報戦略部（078-322-5015）
- メールアドレス : home@office.city.kobe.lg.jp
- 表題 : 【神戸市コンテンツ管理システム RFC】招請資料の提出（参加者名）
- その他 : メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を実施してください。

5. その他

- ① 資料提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。
- ② 本招請の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ③ 提出された資料に関しては、返却しません。
- ④ 本招請でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市にて利用します。また、提供いただいた資料は、神戸市情報公開条例第 10 条(2)イに該当するもの（公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの）として非公開とし、提供事業者が無断で第三者に開示することはありません。但し、本市が契約により守秘義務を課しているコンサルタントに開示することがあります。
- ⑤ 本招請の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束したりするものではありません。また、本招請を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。
- ⑥ 本業務にかかる令和 6 年度予算が成立しない場合は、本業務の調達を実施しないことがあります。

以上